

新型コロナウイルスに関する豪州政府の追加措置
(豪首相府メディア・ステートメント) (4月3日)

4月3日、豪首相府は、国家内閣会議を受けて、新型コロナウイルス対策に関する追加措置を発表しました。同追加措置に関する首相府メディア・ステートメントの概要は以下のとおりです。なお、本概要は当館が便宜的に作成したものであり、番号・見出しも便宜的に付したものですので、正確な内容は原文 (<https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures-030420>) をご参照下さい。

1 全般

(1) 豪政府(連邦・州)は、命と生活を救うため、コロナウイルスの拡大を抑えるための更なる行動をとるため、本3日、国家内閣として会議を開催した。

(2) 豪州では5,315人以上の感染者が確認されており、27人が亡くなった。27万件以上の検査を完了している。

(3) 感染の流行曲線が平坦化し始めていることは明らかである。しかし、そのような動きに意義があるのか、それが持続するか否かを判断するには時期尚早である。

(4) 国家内閣は、豪州に帰国した旅行者が自己隔離、社会的距離をとる措置及び検疫措置の遵守し続けることの決定的な重要性を強調した。また首相等は、自己隔離している者がCOVID-19アプリに登録することの重要性を強調した。

(5) 国家内閣は、豪州は現在、対応の抑制段階(suppression phase)にあり、これがしばらく続くことに留意した。

(6) 各政府は、マスク、手指消毒剤、手袋などの個人用保護具の供給を増やすために協力している。引き続き国内外のメーカー等から全国医療品備蓄(National Medical Stockpile)に新たな供給がなされている。

(7) 連邦首相と財務次官は、経済見通しと中長期的な金融リスクの概要を説明した。

(8) 国家内閣は4月7日に再度会議を開催することに合意した。

2 宗教上の儀式

(1) 教会やその他の礼拝所は仕事の場所と見なされ、宗教的な儀式(services)をコミュニティにライブ配信することが可能となる。これにより、信者(congregations)がイースターの礼拝を含む宗教的な儀式に参加し続けられるようになる。

(2) 宗教的な儀式は、必要不可欠なスタッフのみが参加し、会場や施設が一般に開放されておらず、社会的距離の原則が遵守されている場合に実施され、ライブ配信することができる。

3 イースター休暇

国家内閣は、豪州人に対してイースターでも社会的距離をとる措置が継続されなければならないことを改めて想起させ、豪州人がイースター休暇に自宅に留まり、必要不可欠でない旅行をすべきではないことに合意した。

4 事業用の賃借

(1) 国家内閣は、事業用の賃借の事項に関して進展を得た。国家内閣は、一定の原則に従う義務的な行動規範を策定すること、そして、州・準州が法制化し、賃借人が雇用維持給付の対象であり、かつ、中小事業者（売上高 5000 万豪ドル未満）である賃借に適用することに合意した。

(2) 行動規範が従う原則は以下のとおり。

(ア) 可能な場合は引き続き家賃は支払われるべきであり、コロナウイルスの結果として経済的困窮がある場合（例えば、賃借人が雇用維持給付の支援対象となる場合）は、賃借人と大家は双方が合意できる結果について交渉すること

(イ) 大家と賃借人で負担を分担することを確保するため、家賃の削減は、売上高の減少に応じて比例すること

(ウ) 家賃未払いを理由とする賃貸借の終了（閉め出し、立ち退き）を禁止すること

(エ) 家賃の引き上げを凍結すること（turnover leases を除く）

(オ) 営業の停止、営業時間の短縮を行う賃借人に対する罰則を禁止すること

(カ) 大家が土地税を賃借人に負担させることを禁止すること（まだ立法されていない場合）

(キ) 大家が未払いの家賃に利子を課すことを禁止すること

(ク) 大家が家賃未払いに対して銀行保証や保証金を請求することを禁止すること

(ケ) 賃貸借を延長するための法令上の障壁や行政上の負担を除去すること（賃借人と大家が、賃貸借の延長の代わりに家賃免除に合意できるように）

(3) 行動規範に署名する大家と賃借人のため、州・準州は、状況の監視を継続するとの権限の下、対象となる大家の申請に基づき、最低 3 ヶ月分の土地税相当の提供と、3 ヶ月の土地税支払い延期を検討することに合意した。大家は、こうした動きの利益を賃借人に渡さなければならない。両当事者が行動規範に署名した場合には、3 月 29 日の国家内閣後のステートメントに言及されていた、賃借人が賃貸借を終了する能力は適用されない。必要に応じ、既存の州・準州のメカニズムを通じて、調停が提供される。

(4) 提案されている行動規範は、4 月 7 日の次の国家内閣会議で議論される。

5 保育と教育

(1) 国家内閣は、早期幼児教育・保育支援 (ECEC) セクターが、必要不可欠な労働者と脆弱な子供を支援し、仕事、学習、ボランティア活動により保護者が経済復興を支えていることを認識しつつ、連邦政府の ECEC パッケージを歓迎した。

(2) 国家内閣は、ECEC に関する規制上の負担を削減するとの 4 月 2 日の教育大臣間の合意を支持した。特に、ECEC サービスが保育を必要とする家族に引き続き開かれること、今

後の ECEC サービスに関する決定は、AHPPC の助言に沿うことに合意した。

(3) AHPPC の現在の助言は、ECEC センターは必要不可欠なサービスであり、現時点において、リスク緩和措置をとった上で継続すべきというものである。

(4) 学校に関する従前からの助言に変更はない。

6 豪州国内におけるコロナウイルスに関する情報

(1) 最新の情報へのアクセスを向上させるため、国家内閣は、連邦保健省がデータ及び主要な事実関係の情報板 (dashboard) をリリースすることに合意した。同情報板は連邦保健省ウェブサイトでもなく利用可能となる。

(2) 国家内閣は、4月7日に保健衛生システムの能力に関するモデリングを見直す。このモデリングは、豪州における流行の見通し、保健衛生・ケアシステムの能力、コロナウイルスの感染拡大を抑えるために実施されている措置を考慮する。

(了)